

多古町政治倫理条例（委員会修正案）を可決

政治倫理条例に反対・賛成討論



広瀬弘二 議員

反対

議員選挙の際に広く立候補することができるように、条例制定には反対です

今定例会の予算審議の中で明らかになったように、国民健康保険税を払いきれない世帯が500世帯以上あるということです。また、その他の税収も相当落ち込んでいるとのこと。納税は国民の義務ですが、参政権は納税とは関係なく国民に保障されているものです。議員の納税状況を公表するという条例案は町民に心理的圧迫を加え税金を完済できない人たちの士気を低下させるものであります。町民の参政権を保障する意味からこの条例に反対します。



加瀬芳廣 議員

反対

審査は町民が請求しやすいようにすべきです

私は、反対の立場から討論します。町民から負託された町長等や議員は『倫理に反するような行為は行わない』との判断から、町民一人でも調査請求できることが本来であると考えます。一人では乱用される恐れがありますが、本条例は有権者の100分の1以上の署名が必要となっています。現在140名程度ですが、これを70名に改定し、町民の皆様方が疑念をもった際に請求ができる体制を整えることが議員として町民に対する姿勢であります。調査請求するための連署を70名に改定すれば条例制定に賛成したいと思えます。よって本条例案に反対します。

※町長等…町長・副町長・教育長



秋山行三 議員

賛成

要職者として遵守すべき行為規範を明記したものです

この条例は、重要な職にある者がその職責に背く行為はしないということ、有権者である町民と約束するものです。その約束を破ることは町民への背信行為であります。よって、倫理に反する行為を防止する制度を自ら制定し、町民の負託に応えようとするものです。この骨子は、町長等、議員が遵守すべき行為規範で、その職責に反する行為を禁ずるものです。地位利用による影響力の不正行使・経済的利益の授受・私企業への就職制限・請負の禁止等、当然公職者にあるものとして守るべき行為を規定しようとするものです。この趣旨をご理解いただき各位の賛同をお願いします。



所一重 議員

賛成

町民の皆様が政治倫理を誓ったための条例です

私は多古町政治倫理条例の発案者として、賛成の立場から討論を致します。町長等、議員がその地位による影響力を行使して、自己の利益を図り、町政に対する町民の信用を失墜する不名誉な行為を行うようなことがあれば、政治家として自らこれを厳しく戒めなければなりません。このことを条例の制定という形で町民の皆様が誓うこと何のためらいがございましょうか。本条例に反対する者は、政治家として自己の利益を図ったり国民の義務である納税を不正に免れたり、あるいはこれからのような行為をしようとしている者だと言われても仕方ありません。調査請求を70人とすべしという意見がありました。政治倫理条例を制定し、町民の皆様に対し政治家として自ら襟を正し政治倫理の確立を誓おうではありませんか。

多古町議会では、平成22年3月定例会最終日に議会運営委員会（越川幸昭委員長）より多古町政治倫理条例修正案が提出され、賛成多数で可決しました。

この政治倫理条例については、平成20年9月定例会で議員発議（所一重議員ほか5名）があり、議会運営委員会に付託され審査が行われていました。

この条例は、平成22年4月1日から施行されました。

●条例の目的（第1条）

この条例は、町長、副町長、教育長（以下「町長等」といいます。）、町議会議員（以下「議員」といいます。）、町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、清潔かつ公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的としています。

●条例の概要

1. 町長等及び議員の責務（第2条）

町長等及び議員は、次のことを遵守しなければなりません。

- ・町民の信頼に値する倫理性を自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めること
- ・品位と名誉を損なうような行為又は自己の地位による影響力を不正に行使することによっていかなる経済的利益も授受しないこと

2. 町民の責務（第3条）

町民は、次のことを遵守しなければなりません。

- ・自己の利益を図る目的をもって町長等及び議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしないこと

3. 町工事等の請負契約に関する遵守事項（第4条）

町長等及び議員が実質的に経営に携わっている企業等は、町との契約を辞退するよう努めなければなりません。

4. 町税等の納付状況についての報告・公表（第5条・第6条）

町長等及び議員は、税等の納付状況を記載した報告

書を毎年5月31日までに提出することになり、その内容が公表されます。

5. 政治倫理審査会の設置と職務（第7条・第8条）

町長は、次に掲げる委員で構成する政治倫理審査会を設置し、審査会は町民からの調査請求等について必要な調査を行い意見書を提出します。

- ・審査会が行う職務に関し専門的知識を有する弁護士等 2名
- ・選挙権を有する町民（地方自治法第18条に規定する者）5名

6. 政治倫理違反等に対する町民の調査請求（第9条）

町長等及び議員が政治倫理等に違反する疑いがあると認めるとき町民はこの条例に基づく調査を請求することができます。

- ・選挙権を有する町民が、その総数の100分の1以上の者の連署をもって行うものであること
- ・政治倫理等に違反する疑いのあることを証する資料を添付するものであること

7. 刑法等犯罪容疑における起訴後の説明会（第10条）

町長等及び議員が、収賄等の犯罪容疑で起訴され引き続きその職にとどまろうとするときは、説明会の開催を求め町民に対し釈明することが義務づけられます。

また町民は、この説明会が開催されないときは、選挙権を有する者50人以上の連署をもって説明会の開催を求めることができます。

8. 条例の施行に関する委任（第11条）

条例の施行に関する必要事項は、規則で定めます。

※多古町政治倫理条例及び施行規則は、町ホームページからご覧いただけます。

